

令和9年度幼稚園（新制度）・認定こども園 利用申込み案内



■教育・保育給付認定申請及び利用申込手続き

<申込受付期間>

認定	入園時期	申込受付期間	決定・選考結果通知
1号	4月入園（1次申込み）	令和8年11月2日（月）※から 令和8年11月13日（金）まで	令和9年1月中旬発送予定
	4月入園（2次申込み）	令和8年11月16日（月）から 園が定める日まで	令和9年1月中旬発送予定 上記以降は入園日まで随時
	年度途中入園（5月以降）	各幼稚園の入園内定日から 園が定める日まで	利用開始希望日の前月20日頃 発送予定
2号 3号	4月入園（1次申込み）	令和8年11月2日（月）※から 令和8年11月13日（金）まで	令和9年1月中旬発送予定 ※認定こども園第1希望のみ
	4月入園（2次申込み）	令和8年11月16日（月）から 令和9年2月10日（水）まで	令和9年2月下旬発送予定
	年度途中入園（5月以降）	利用開始希望日の前月10日まで 注）10日が休日の場合、その前日まで	利用開始希望日の前月20日頃 発送予定

※電子申請は令和8年11月1日（日）から

○園へ提出する場合は、幼稚園の定める締切日に従って書類を提出してください。

<受付場所・申込方法>

厚木市に住民票がある方 ※P2参照	《市内園1号・2号・3号及び市外園1号利用希望者》 「教育・保育給付認定、利用申請必要書類」を揃え、内容を確認の上、申込受付期間内に <u>希望する幼稚園、認定こども園に提出</u> してください。
	《市外園2号・3号利用希望者》 ●転出予定：転出先の市区町村に直接申込み ●在勤・里帰り出産：「教育・保育給付認定、利用申請必要書類」を揃え、内容を確認の上、 <u>事前に希望園所在地の市区町村担当部署に申込締切日等を確認の上、締切日の1週間前までに、厚木市こども育成課に提出</u> してください。
厚木市に住民票がない方	住民票がある市区町村担当部署にお問い合わせください。

○園へ提出する場合、申込期間、時間は、希望する園の指示に従って書類を提出してください。

○複数の認定こども園（2号・3号認定）を希望する場合は、第1希望の園に提出してください。

○第1希望が認可保育所、小規模保育施設の場合は、厚木市保育課で申込手続きを行ってください。

○転園や兄弟姉妹が既に在園している場合でも申請書類は一式ご用意ください。

●教育・保育給付認定について

新制度に移行した幼稚園や認定こども園などを利用希望する場合、「教育・保育給付認定」の申請が必要となります。

「教育・保育給付認定」は、こどもの教育・保育に必要な経費の給付を受けるために必要な認定であり、利用者が必要に応じた教育・保育サービスの提供を受けるため、市から園に対して必要な経費の一部を直接給付しています。お子さまの年齢と保育の必要性の有無によって、認定区分、利用できる園や時間が異なります。



支給認定区分	対象となるこども	利用時間
1号認定 教育認定	満3歳以上の就学前のこども（2号認定除く）	14時頃までの教育時間（園により教育時間前後の預かり保育（別料金）を実施）
2号認定 保育認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により保育を必要とするこども	14時頃までの教育時間プラス、その前後の保育
3号認定 保育認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により保育を必要とするこども	夕方までの保育

※厚木市内にある認定こども園は、「0歳児」の受入可能な園はありません。（令和9年4月）

■教育・保育給付認定、利用申請に必要な書類等



認定	提出書類
1号 2号 3号 共通	●教育・保育給付認定申請書（兼）利用申込書 ●個人番号届出書 裏面に「保護者の個人番号が確認できるものの写し」及び「保護者の身元確認ができるものの写し」を添付し、個人番号届出書専用封筒に入れ、必ず封をしてください。 【該当がある方のみ】 ●婚姻歴のないひとり親家庭の方：必要書類は、厚木市こども育成課にお問い合わせください。 ●令和7年・令和8年中に海外勤務の方：海外収入が分かる書類の写し ●外国籍の方：在留カード等 ●離婚調停中の方※離婚前提で住民票も異動済みの別居：調停期日通知書の写し ●転園される方：転園申請書
2号 3号 のみ	○保育を必要とする事由を確認する書類（下記参照）※保護者（父・母）のものが必要 ○利用申込補助票 ○保育所等利用申込に関する確認書 ○入園希望児に食物アレルギーがある場合：食物アレルギー調査票（該当者のみ） ○第2、第3希望で保育所を申込みされる方：保育料に係る確認書

※申込み書類等は、厚木市ホームページからもダウンロードできます。

厚木市HP→



■保育の必要性、必要量、利用可能期間及び必要書類（2号・3号認定のみ）

認定こども園で教育・保育給付2号・3号認定を受ける方は、「保育を必要とする事由」が必要となります。
また、保育の必要量（時間）によって「保育標準時間認定」又は「保育短時間認定」に区分され、保育を必要とする事由によって、利用可能期間、必要書類、認定できる保育必要量区分が異なります。

※●原則 ○状況に応じて

※保育を必要とする事由			必要書類	保育必要量		利用可能期間
				標準	短時間	
1	就労	会社勤務	就労証明書	●	●	就労する期間 ※就労時間は、休憩、時間外労働等を除いた雇用契約上の実働時間で判定します。 就労要件の場合、最低基準（月 64 時間以上・週 4 日以上）を満たす就労（内定）証明が必要となります。最低基準に満たない場合は、就労証明書ではなく申立書（求職中）をご提出ください。
		変則勤務	就労証明書、シフト表			
		自営	就労証明書 確定申告書や開業届等の写し			
		居宅内（内職）	就労証明書 出来高証明書・納品書等の写し			
		育児休業から復帰	就労証明書、育児休業復職申立書			
2	妊娠・出産	母子手帳の表紙と予定日を確認できるページの写し	●	○	出産（予定）日前 8 週を含む月の初日から、後 8 週間を経過する日の翌日を含む月の月末までの期間	
3	疾病・障がい	疾病・負傷申立書、介護保険被保険者証の写し又は診断書	○	●	治療に要する期間	
4	介護・看護	介護・看護申立書、介護保険被保険者証の写し又は診断書	●	●	介護に要する期間 ※同居親族に限ります。	
5	災害復旧	り災証明書等	●	—	災害復旧に要する期間	
6	求職活動中	求職活動申立書、ハローワーク受付票等	—	●	2 か月が経過する日を含む月の月末までの期間	
7	就学	在学証明書、授業時間割	●	●	修了予定日が属する月の月末までの期間 ※学校教育法に規定する学校、専修学校や職業能力開発促進法に規定する職業訓練等	
8	虐待・DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明等	●	—	保護を要する期間	
9	育児休業中の在園児継続利用	育児休業延長に係る保育所等利用申出書※①の期間を延長する場合 ※新入園児は、当該事由での 2・3 号認定申請はできません。	—	●	育児休業取得時の在籍クラスが、 3歳クラス以下 ：①生まれてきたこどもの 1 歳の誕生日の前日を含む月の月末までの期間 4歳クラス以上 ：②職場復帰までの期間	

保育の必要量区分	利用可能条件・時間	備考
保育標準時間認定	●月 120 時間程度・週 4 日以上就労等の事由により、1 日あたり最長 11 時間の保育を必要とする場合 ● 7 時 30 分から 18 時 30 分までの間で、保育が必要な時間	主にフルタイムの就労を想定
保育短時間認定	●月 64 時間以上・週 4 日以上就労等の事由により、1 日あたり最長 8 時間の保育を必要とする場合 ●開始時間、終了時間は園によって異なり、8 時間の中で必要な時間	主に短時間のパートタイムの就労を想定

<注意事項>

- 各種証明書は、令和 8 年 10 月 1 日以降の証明日のものがが必要です。
- 必要書類の未提出や記入漏れがある場合、選考基準点数が通常よりも低く算定される場合があります。
- 単身赴任等で父と母が別居していても申込みには父母それぞれの保育を必要とする事由を確認できる書類が必要です。
- 無収入で就労と認められない場合は対象になりません。（ボランティア、町内会の役員、自家消費のための農業等）
- 就労時間は、休憩、時間外労働等を除いた実働時間で判定します。
- 65 歳未満の同居祖父母が保育困難な場合も、併せて該当の書類を提出してください。
- 申込内容によっては、他に書類を提出していただく場合があります。
- 就学施設は、学校教育法に規定する施設または規定に準ずる教育施設である必要があります。



■育児休業取得時における認定こども園（2号・3号認定）の継続利用

入園後に保護者が出産して育児休業を取得すると、保護者が在宅するため保育を必要とする事由がなくなりますが、児童の生育環境の変化を考慮し、2号・3号認定で継続して利用することができます。

- 継続利用ができる期間は、育児休業取得時に在籍しているクラス年齢によって異なります。
- 育児休業を切り上げる予定の方は、就労状況証明書にその旨を記入してください。
- 2号認定から1号認定に変更することも可能です。（夕方までの預かりは、別途預かり保育を利用）
- 3歳クラス以下において、育児休業に係るこどもの満1歳を迎える月の利用申請を行ったにも関わらず、入所保留となった場合に限り、翌年度5月15日までに復職することを条件に、在籍児童の入所継続利用期間を翌年度4月末まで延長することができます。
- 育児休業の復職（予定）日によって、育児休業に係るこどもの入園希望ができる月が決まります。

1 日～15 日付の復職	復職月の前月 1 日以降入園の申込み可能 例) 5 月 1 日復職→4 月 1 日から入園可能
16 日～31 日付の復職	復職月の当月 1 日以降入園の申込み可能 例) 5 月 16 日復職→5 月 1 日から入園可能



■入園後の諸注意

- 入園後、家族構成や認定区分等認定内容が変更になる場合は、変更申請書を園又は厚木市こども育成課にご提出ください。

認定	変更内容（例）
1 号	認定区分（1 号→2 号認定）、住所、保護者名、世帯構成
2 号 3 号	認定区分（2 号→1 号認定）、住所、保護者名、世帯構成、保育必要量（標準、短時間）、就労状況、妊娠・出産・育児休業、求職活動、保育事由（就労→疾病等）

- 長期間、園を利用しない場合は、事前に園へ申し出を行ってください。
- 利用しない日が生じた場合でも、保育料が発生します（3号認定及び満3歳到達の2号認定のみ）。
- 2号認定入園者は、在園中に保育の必要性がなくなった場合、1号認定に変更となります。
- 退園する場合は、事前に園へ申し出を行ってください。
- 市外に転出する場合は、事前に園へ申し出を行っていただくとともに、引き続き在園中の園を利用する場合は、転出先の市区町村を通して改めて必要な手続きを行ってください。

■市内幼稚園（新制度）・認定こども園利用開始までの主な流れ

※市区町村によって流れが変わります。

1号認定→園が決定
2号・3号認定→市が決定

① 園見学

- 幼稚園、認定こども園は、全て私立幼稚園で、園によって教育・保育方針や環境等が異なります。
- 希望園を決定する前に、必ず園の見学等を行ってください。
- 希望園の受入年齢、預かり保育時間、預かり料金、諸費用、除去食・アレルギー対応、行事内容、雰囲気等について、園の説明会や見学等により充分確認の上、申込みを行ってください。

② 教育・保育給付認定申請書（兼）利用申込書提出

○市内、市外の園によって、書類の提出先が変わります。

区分	提出先
市内の幼稚園・認定こども園（全て）	入園を希望する園
市外の幼稚園・認定こども園（1号）	入園を希望する園
市外認定こども園（2・3号）	厚木市こども育成課

※新年度4月入園の申込みは、毎年11月1日（予定）になります。



③ 入園決定（1号認定）

審査・保育認定・利用調整（2号・3号認定）

○提出された書類の内容を確認し、「教育・保育給付認定」を行います。

なお、新年度4月の入園の通知は、1月中旬頃発送になります。

1号認定	支給認定証、副食費免除通知（免除該当者のみ）	利用開始希望日の前月20日頃発送予定
2号、3号認定	全申請者：支給認定証、保育料決定通知書（3号、満3歳2号のみ）、 副食費免除通知（免除該当者のみ） 入園決定：利用調整結果通知書 入園保留：入所保留通知書	

○市外認定こども園の2号・3号利用については、園のある市区町村が決定します。（厚木市が利用依頼）

○利用調整は、保育を必要とする度合いを就労状況や世帯の状況等を総合的に勘案し、市が行います。

優先度	高い ←————→ 低い			
世帯の状況	両親不在	ひとり親	父母と児童	同居又は近隣に保育できる親族等がいる
就労の状況	長時間就労	短時間就労	就労内定	求職中

※詳しい点数表は、厚木市役所本庁舎3階「市政情報コーナー」や厚木市ホームページで閲覧できます。

④ 園契約

○幼稚園、認定こども園と保護者の間で、利用について直接契約を交わしてください。

⑤ 入園

○費用は、園が定める期日までに園への支払いとなります。

お問い合わせ先 厚木市こども育成課こども政策係

【電話】(046) 225-2262 【FAX】(046) 225-4612

【E-mail】2180@city.atsugi.kanagawa.jp

【HP】<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

